

令和2年度 第2回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会
議事録

日時：令和2年11月24日（火）9：30～11：30

場所：中央北生涯学習プラザ2階「学習室1（A・B・C）」

1 開 会

- ・事務局より、感染症拡大防止の取組（会議中のマスク着用など）についての説明
- ・事務局より、情報支援（手話通訳者、要約筆記者の設置）についての説明
- ・事務局より、出席委員19名で会議成立の報告

会 長：前回の開催が7月なので約4カ月ぶりの開催となる。その間、皆様方におかれては、計画策定部会において集中的な審議を行っていただいたこと、心から御礼申し上げる。

2 議 題

- ・事務局より、配布資料の確認

（1）尼崎市障害者計画・障害福祉計画の部会素案について

- ・事務局より、資料1「（部会素案）尼崎市障害者計画・障害福祉計画【施策推進編】」及び、資料2「（部会素案）尼崎市障害者計画・障害福祉計画」について説明。

（質疑応答）

会 長：最初のページが2020年度となっている。

事 務 局：21年度の間違い。修正する。

委員：60ページで、今回の障害者に対するサービス支援体制についての制度改正がなされたということは理解できる。高齢者についても触れられているが、障害福祉サービスは元々、高齢者が対象になっていない。障害福祉サービスは高齢者になる前、成人から65歳までのこと。障害児が18歳未満。タイトルから見ると、65歳以上のことについては書いていないような印象があるが、本文には65歳以上の方についても書かれているので、タイトルと本文の内容が一致していないような感じがある。細かいが、たとえばライフサイクルに応じた支援体制や提供体制の確保などの文言はどうか。

2つ目は、61ページの最後の段落を読むと、地域生活支援拠点事業がそのまま精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにつながっていくような文章になっているが、それで間違いないか。そういう計画のイメージであればそれで良いが、そうでないのであれば、この文章だと地域生活支援拠点がそのまま精神障害者に対応した地域包括ケアシステムにつながるような印象を与えかねないと思う。

最後に101ページ、非常時におけるサービス継続に向けた取組について、書いていることには異論はないが、今回のコロナの影響で色々ことが起こってきた。まだ終息しておらず、今度また第3波ということで大変な状況になっていくと思うので、今回の事態を受けて、

何が起ってどう対応すれば良いかということについての経験を集約して、今後の円滑な対応を可能にするようなガイドラインを作っていくという文言をつけるのは難しい。特に新型インフルエンザになると、コロナ以上に強力で非常に難しい状況になっていくことが考えられる。香川県では新型の鳥インフルエンザが出ており、安心できない状況もある。今回のコロナの状況を受けて得られた教訓を生かしていくよう、何らかの共有ができるようなものを作っていくという文言を入れても良いと思う。

事務局：まず1つ目のタイトルについては、59ページの国の基本指針の言葉をそのまま引用している。そのようなまとめ方をこれまでしてきた。59ページの、2～4つ目のところは、国の障害福祉サービスの提供体制の確保に対する考え方、相談支援の考え方、児童の通所の考え方の項目が基本指針上にあるので、国の指針である項目に対して、尼崎市ではこう考えているという表現にしており、これまでそういったまとめ方をしてきた。

2つ目、文章の表現がそう読み取れるということは検討したいと思う。元々の内容としては、障害のある方、精神だけではなくて、地域移行や地域定着ということで、施設を含めて地域に住まわれた時に、その支援機能として、尼崎市では地域移行や定着支援事業所が少なく、支援をサービスだけで補うのは難しいところがあって、地域生活拠点を作る中で、サービスにつなぐコーディネーターの配置や緊急時の受け入れ先を設けたという流れ。それを円滑にしていくとともに、今後は精神障害の方が、地域包括ケアシステムという国の考え方の中で、新たに地域で重層的な支援体制を作っていく。ただ、どのような重層的な支援体制であっても、当事者、行政、地域の支援機関が一層の連携を図らないといけない。そういう意味の文章にしたかったという表現であり、決して拠点がケアシステムそのものになるわけではなく、かといって、まったく異なるものでもないというところ。少し難しいので、また相談させていただければ有り難い。意図としては、そのような内容をイメージして書いている。

最後の101ページは、新型コロナウイルスの取組をしている中で、支援のガイドラインについては、国で今、策定に取り組んでいる。具体的には、先般の国の補正予算の中で、全国の社会福祉法人などに、どういった取組が効果的であったか、どういった具体的な取組でその場をしのいだかの情報収集をしている。この具体例を国が集めて、今後、新型コロナウイルスに対するガイドラインを作ることとしている。今、災害のガイドラインも、新型インフルエンザのガイドラインも国にある。恐らくこれに、新型コロナウイルス感染症のガイドラインもできるだろうというところだが、これは一自治体ではなかなか作りきれないものなので、国のガイドラインができたなら、それを基に尼崎市としても発信していきたい。それが最後の3行のところ、「国と兵庫県の連携の下」という表現に盛り込んだつもりではあったが、もう少し具体的な表現を入れるか、入れないについても再度検討させていただく。「今後策定されるガイドラインを踏まえながら」という表現を入れるか入れないかについても、検討させていただければと思う。

委員：障害者の住まいと雇用、仕事と防災について重要とっており、グループホーム等の避難所の用意、パート、雇用について発言している。今回、コロナウイルスの影響で、障害者には雇用のチャンスだと思っている。資料3の3ページ目の真ん中あたり、追加の一番下のところで、今後もICTを活用した雇用が非常に増えてくる。データ入力や情報収集、

調査、そういう働く場がかなり拡大していくと思っている。ICT支援員が尼崎市にもようやく入ったので、これを特別支援学校等で積極的に活用して、子ども達や障害者のICTの情報活用能力を高めていくことによって、将来、障害者の雇用が広がっていく、働く場所が増えていって、健常者と同じように仕事ができるのではないかと考えている。4ページ目で他の方も提案されているが、コロナ禍でテレワークやウェブ会議等、外に出なくても生活できる時代になっていく。障害者がパソコンで仕事ができるということで、同じような提案をされている。あと、障害者の方が自宅のパソコンでイラストを描くとか、エクセル・ワードが得意な方も多いので、本当にコロナでチャンスがきていると思う。この計画は6年なので、ぜひとも今回は障害のある方や子どものICTの能力向上に向けて、ICT支援員を活用して、指導能力を高めていくという文章を入れてもらいたい。

事務局：後ほど資料3で説明しようと思っていたが、いわゆるICT関係の意見。特に精神障害のある団体からも、元々短時間雇用が望ましいという意見もある中で、自宅での就労のチャンスであるという意見もいただいた。実際に今、雇用部分で言うと、今回のコロナウイルスの補正予算の中で、就労サービス事業所がICT機器を使う場合の補助制度等の取組を、補助金事業として実施している。なかなか市が自発的に具体的な取組までを計画に書きにくいところがある。これは6年前も、例えば当時は手話言語条例がなく、差別解消法が施行された矢先だったため具体的な取組は計画にはなかなか書けなかったが、そこは意見のところで書くという内容でまとめた経緯がある。書いてなかったからと言って、6年間の計画の中で手話言語条例ができなかったわけでもないし、差別解消の取組は協議会を作って一歩踏み込んだ取組ができている。意見のところでまとめることができるというところで、次の議題の時に説明しようと考えていた。

委員：そういう文章として入れてもらえるということで、よろしいか。

事務局：意見のところに入れていくように考えている。

委員：61ページの説明を聞いていて思ったが、字ばかりだと分かりにくい。例えば、社会福祉等の参考書や国の資料ではよく、図が活用されている。尼崎市でもセンターや拠点が一瞥と見て分かるようなイラストや図を入れてはどうか。先程委員がライフサイクルと言っていたが、例えば、生まれてから死ぬまでの障害のある人の生活とか、健常の人であっても障害になる可能性があるとか。そういうことを図にして載せてみてはどうか。それから子どもだったら、たくさん支援ができればできるほど、分かりにくい。いくしあなど、色々なものがあり、社会資源の中でどうしたら良いのか本当に分からない。後ろに用語解説があるが、それも文字なので分かりにくい。例えば、9ページに障害福祉施策が目指すことが書いてある。これ自体は分かるが、その市の仕組み全体を、障害のある子どもや障害のある人、難病のある人だったら、こうなっているというのが図で見てもすぐに理解できるものがあれば分かりやすいと思う。小さい子のお母さんは、この先どうなっていくか全然分からなくて不安が大きい。障害があっても暮らしていけるシステム、制度があること、教育や仕事はこういった支援があつて、窓口に行って色々な資料をもらう時に、字ではなくて見通せるような絵や図を使って、こんな形で支えていく、市でも考えているというのがあれば良いと思う。そういう図は載らないのか。

事務局：かなり難しい宿題をいただいたと思う。図を否定するわけではないので、今の意見をまず

受け止めたいと思うが、なぜ字ばかりなのかというのは、実は意図がある。現行計画では一切イメージ図を使っていない。それはなぜかと言うと、考え方は色々あるが、イメージ図は言葉にしづらい。受け止める方の各々が持つ部分の意味が大きい。これを音声情報等に変換した時に、非常に曖昧な、具体的な表現が欠けてしまうところがある。なんとなく柔らかい絵、なんとなく地域に包まれて、それが何を意図しているのかというところで、受け止め方の差が大きい。一方で、絵カード等で情報支援をしないといけない方もいるので、どちらが分かりやすいと言うと、絵で描いた方がイメージできる、言葉だとちょっと組み立てにくいという障害特性の方もいる。これもどちらを取るかは難しいので、課題としてお示しさせていただいた。例えば、基幹相談支援センターの業務がどんなイメージか、地域生活拠点はどこで結んでいるのかという図は作っている。これをパブリックコメントに出している。ここに載せることが良いのかどうかという部分もあるが、できるだけ個別でイメージしづらいものを補いながら、そういった施策はしているが、やはり計画となった時には、文言、言葉で行政の考えをきちんと伝えることが第一義だと重きを置いている。ただ、もっと読み手が広がってきた時には、色々な意見が出ると思う。今回のグラフについても、できるだけ分かりやすくするように新たに試みたところはあるが、そのあたりについても、今後の課題として受け止めたい。

委員：計画以外で、そういう図などがあると良いと思う。図を見たら、親が「そうか、うちの子は発達障害だけど、こういう支援がある」と分かるものを、他のところでぜひお願いしたい。他市は分からないが、例えば西宮市では、精神障害の1級・2級・3級とボタンがあって、2級を押すと、2級ではこんなサービスがあると出てくる。これは分かりやすいと思う。そういうことを工夫してもらいたい。

30ページのトライやる・ウィークの数字を教えていただいた。これは社会福祉施設にトライやる・ウィークを希望して実施したケースだと思うが、全体の中で、わざわざ社会福祉施設を希望しているのは何%ぐらいいるのか。書かなくてもいいが、それが分かれば知りたい。トライやる・ウィークの中学生は社会福祉にどれぐらい興味を持って行っているのかを知りたい。今すぐには分からないか。

事務局：申し訳ないが、今すぐには分からないので、後日報告をさせていただく。

委員：51ページの3つ目、「障害のある人やその家族、地域住民等と一緒に自発的に行う地域活動等を普及するため、活動経費の助成や活動内容の広報を行います」と計画に載っている。今思いつくところで、自発的活動支援事業がある。それから活動内容の広報には、「くばるん、はるるん」等があると思うが、この考えられているところについて、分かれば教えていただきたい。1ページの4と5の間の追加は私が出した意見だが、それをすぐまとめてくれている。まとめた段階になって申し訳ないと思いながら一番気になっていたことを書いた。精神障害者のこと書いているが、引きこもり問題がある。この障害者計画にも障害福祉計画にも入らず、どこで計画されるものかずっと分からない。ただ、精神障害や他の障害でも、ほとんど家にいるというのがアンケート結果でも多かった。前の計画ももう一度見たが、作業所と言われる事業所等に行っているのは2割ぐらい。質問の仕方が今度のアンケートと少し違っていたが、やはり4～5割はずっと家にいる。また、今言われているのは、若年ではなくて中年の引きこもりが多くなっている。引きこもり対

策については、県では割と考えられていて、兵庫県の地域障害者相談員の研修会で知ったが、現在取り組んでいることにもすごく関係があると思う。皆様よくご存知だと思うが、確か 29 歳まではいくしあで色々相談をしているが、中年はどうなのか。成人の引きこもり対策。引きこもりの人の中には、病気でない人もいるし、病気だけどそれを分かっている人もいない人もいる。そして精神障害の人も多い。引きこもり対策が一体、市の中で、どこでどのように載るものかというのを知りたい。

事務局：まず、トライやる・ウィークについては、私も生徒数やどこに参加と分かるものを相談していたが、なかなか数値を拾うことが大変というところもあり、指標としてはこの数字を出している。宿題として時間をいただければ、出せるかどうか、もう一度学校教育と詰めたいと思う。2つ目の質問については、質問の意図がよく分からなかったので再度お聞きしたい。

委員：計画の中に、例えば、具体的に言えば家族会の活動も支援しましょうと書いてあるが、現在知っているところでは自発的活動支援事業と、それから「はるるん・くばるん」がある。きっとこの部会の中では、この原稿を書くにあたって、その他にもたくさん意見が出ていると思うが、それがあれば教えて欲しい。

事務局：具体的にという意見ではないが、やはり当事者団体の活動を支援してほしいという意見は、いくつかの団体からいただいている。これについて、具体的な事業で一番多く連想されるのは、やはり自発的活動支援事業ということで、障害福祉がやっている補助部分を指しているのが大半となる。また地域福祉の施策でも、市民福祉振興基金を活用した地域の活動援助を実施していることや、元々からある「あまチャレ事業」においても、地域活動の補助を行っている。これら以外の取組については、全部を把握できていないところもあるが、「みんなの尼崎大学」での取組等も含めて、さまざまな地域活動への支援も対象になると思っている。

委員：そういうことをもっとこれから広げて支援していくということだと思って良いのか。

事務局：そういうこと。今、予算立てとしては5万円を15団体まで、計75万円の予算を障害福祉でも組んでいるが、実際は毎年6団体ぐらいで、まだ10団体にも至らない。それもかなり今の当事者団体の方が一生懸命活動していただいているというのが現状である。本当はもう少し広げて、活動の好事例を広報しつつ広げていきたいと思っている。今後は身障センターと身障会館が一緒になる。そういったところで話し合いができるのであれば、会館を借りて、自主活動を来年度はやろうとか、団体の方やセンターの方を含めて話し合いができる場ができれば良いと思っている。今は皆様が自発的に手を挙げないところもある。ハードルも高いし、担い手も少ないし、参加者数はどうかということで、挙げたい手を我慢しているところがあるが、5万円を使って一緒にやろうということで、身障会館を使っていただければ貸室の使用料は無料ないしは減免となるので、もう少し活動が広がるのではないかという思いで、今後は広げていきたいと思っている。

委員：自発活動と、あまチャレの間に言われた地域支援とは何のことか。

事務局：地域福祉で学生活動みたいなことが中心かもしれないが、福祉の地域活動をする学生が主体となるような取組等に活動費を渡している。学生側もどこかで活動したいという活動場所を求めているので、例えばそういうところに当事者団体の活動をマッチングさせていく

ことも考えられる。福祉系の大学の生徒が、どこかで現場を一緒に盛り上げたい、イベントを一緒にやりたいという取組にも活動補助をされていると聞いている。

委員：次の答えの前に。自発的活動支援事業は案外、他市では実施していない。この近辺、阪神間でもこれは何かと言われることがすごく多い。だから尼崎市はすごいと思っている。

事務局：孤立の問題の話については、どこが主体となって尼崎市は動いているのかと言うと、委員がおっしゃった通り精神障害の方だけの話ではない。生活困窮、福祉のニーズ、青少年、そのまま学生から成人期を迎えられた方等、さまざまな人がいる。障害なら障害福祉、保健なら保健の支援に引かかる形になるが、そこに引かからない、地域の潜在的な引きこもりの方をどうしていくかという課題がある。今、市で話をしているのは地域福祉問題という形で取り上げている中で、「我が事・丸ごと」の感じで、民生児童委員を含めて地域のさまざまな関係者が、地域で何かしらの問題・課題のある家庭や最近見かけない人のことなど不安があるところに、何かしらアプローチをして、それが精神疾患によるものなのか、もしくは医療行為が必要なのか、経済的な支援が必要なのか、虐待等々の課題があるのかを把握して、適切な支援機関につなぐという、もう一段階、重層的な相談支援について次の地域福祉計画の課題として内部で検討していると聞いている。なかなかこの課題を障害者計画のどこかで書き切るのは正直難しい。おそらく来年度策定される地域福祉計画の中で、大きな項目の1つとしてクローズアップされると思われる。そのあたりについては、福祉課とも意見交換をしていく。

委員：地域福祉計画が、来年度また新たに改定されるのか。

事務局：検討は既に始まっている。計画策定部会が2回行われている。

地域福祉で引きこもりの問題について地域の相談支援機関の連携や、地域でそういった声が挙げた場合には、社協、地域を含めて連携を図って支援につなげていこうという流れになっている。次の議題で説明しようと思っているが、資料の網かけの部分は、私達としては、「今回の部会等での意見」という形で載せていきたいと思っている。ただ、メインがどこかと言われると、なかなか難しい部分はあるが、地域福祉計画でも重層的な考え方という形で取り上げていくと思う。障害であれば当然、精神障害が中心となる部分になると思うので、その部分でもクローズアップしていくが、現時点では、皆様からの意見があつて、こういったことを意識していこうという流れを作っていきたい。

疾病対策課から。引きこもりの地域福祉ということで、ワーキング会議も開かれている。そちらについては、私どもの疾病対策課が精神保健、心のケアの担当ということで、私自身も委員として入って、家族の支援や当事者の居場所づくりなど、課題はたくさんあるが、地域福祉の中で協議を今後していこうと進行しているところである。先程若年層の話もあつたが、若年層はこども青少年課が中心になって引きこもりの対応を、実際の施策も含めて検討している。精神疾患をお持ちの方も中に含まれている部分があるので、私どもの課と地域保健の精神保健相談員も会議の一員として入り、当事者や家族の方を、今後協議されていく施策につなぐという役割をしていきたいと考えている。

委員：北と南のセンターの相談員が、中年の引きこもりの相談を受けてくれるということか。

事務局：引きこもりの部分の導入で言うと、話はお聞きする形になる。その方の課題が、例えば本当に精神疾患であるなら、今後、私どもの相談員のフォローをする形になる。それ以外の

部分で引きこもりをされていて対応が必要という場合は、それぞれの福祉や、別のところを案内する形になる。

福祉で言うと、生活困窮のサポートセンターでは、なかなか外に出られない方に就労チャレンジ的な取組や就労支援をしているので、そこにつないでいる。疾患がなければ、そういった取組から入っていこうと考えている。

委員：つなぐ人は誰か。引きこもっている人は、自分からは行かないと思うが。

事務局：今も生活困窮の担当が家に話に行っている。そういったところで、何かしらのシグナルを出していただいた時に、どうしていくか、どう地域で見守っていくかということに取り組んでいる。マンパワーには限界があり、引きこもりの方全員にアプローチできているかと言われると難しい部分はあるが、私達として気付いたところ、そういった相談があったところには、可能な限りアプローチをして対応していく。

委員：私は第1部会に参加していたが、他の部会でお聞きしたいことが。

会長：部会については次の議題なので、その時にお願いしたい。

(2) テーマ別部会等の意見について

- ・事務局より、資料3「テーマ別部会等における委員意見の掲載案」について説明。

(質疑応答)

委員：52ページで、平成30年度が多くなって、その両サイド、29年度と元年度の数字が減っている。これは何か理由があったのか。また、私は差別解消支援地域協議会に入って、パンフレットを作ったりしている。せっかく作っているのに、それをこちらでも載せることはできないか。何か入れてくれると良いと思う。

それから、コロナウイルスの問題の関係で言えば、45ページの防災対策は、今年だと避難所が36か所に増えたということで、色々連携をしていこう、障害者に対してサポートをいこうとしていただいているが、今回はただ避難所を設けただけではダメな状況になっている。この間もテレビを見ていたら地震緊急情報が流れた。もし阪神大震災みたいな震災が起これば、避難所云々ではなく感染の問題やリスクも出てくる。それを考えれば、せっかくここで作っているなら、101ページのところで関連して書かれているような、どういこうかをどうしていけば良いのかという考えを、何か1文を入れた方が良いと思う。行政はこんなことを考えているということが分かるので、当然パブリックコメントを出せば、このあたりに関する意見が出てくると思う。先手を打って、ここに何か1文入れるということをした方が良いと思う。

事務局：30年度が多くなっているのは、3年に1回ないし、隔年で県との合同開催、7市合同開催する関係もあって、数字が上がったり下がったりしているところがある。

委員：方向性としてはアップしているが。

事務局：下の説明書きにもあるが、阪神7市1町で、やまびこの方は確か北圏域、南圏域、くすのき、多い時は阪神南の西宮、芦屋とつながっている流れになるので、数字が動く。トータルとしては、参加者数を上げていきたいというところで、矢印はそうしている。差別のパンフレットの紹介については、第3部会の委員からも意見があった。資料3で言ったように、個別にパンフレットを書くよりは、計画の文章として端的な書き方にさせて

もらって、資料3で言うと8ページの下の追加のところで、具体的に差別解消法の趣旨や重要性、地域の周知啓発にあたっては、差別解消支援地域協議会で作成した障害特性や必要な配慮などが記載されたパンフレット等を活用することや、学校の授業や教職員向けの研修等への障害当事者の参加を進めて欲しいというようなことを、テーマ別部会の意見で記載し、そこで少し補いたいと思っている。

災害の部分では、コロナを含めて幅広く意見をいただいた。コロナの今回の取組のことを災害時防災対策にどう盛り込むか、説明においては46ページの④の2つ目のところ。ここは元々自然災害だけに限って必要なサービスを継続しないといけないという本文だったが、感染症の流行ということも踏まえて、少し幅広く文章を整理した。ただ、これだけでは少し物足りないので、101ページで具体的にどういった形でサービス継続を補うかということを書いて、今のコロナ禍においてのサービス継続については、ここにまとめる整理にした。それ以外の幅広いコロナを起因とするさまざまな取組については、国のガイドラインもまだ示されていないし、尼崎市としても確立したものを作るのはなかなか難しいので、PDCAの中で、今後の動きを見ながら、毎年テーマや課題を持って協議していくという整理にさせていただいた。

委員：昨日の全国知事会を見ている、国がしっかり対応すべきと言っていて、国は国で県が対応すれば良いという感じで、一般市民から見たら責任のなすりつけあいをしていると感じた。尼崎市が独自でこんな方針を作ったと、自分達でやるんだということ、逆に率先して行い、10年後とかに、尼崎市ではこんな取組をしたから、尼崎市の住民が助かったというような話になれば、私は一番良いと思う。そういう意味で、国がというのではなく、市としてどうしたら良いのか考えるビジョンを持って欲しい。考えて提案すれば良いと一市民としては思う。そういうことは市議員にも頑張ってもらって、独自のものを作って欲しい。そういう意味では、やはりせつぱくなので、ここに何か一筆入れて欲しいと思う。

事務局：意見については私もそうだと思う。ただ、災害についても、当然ながら障害者計画にも書いているが、風水害等の防災は、防災計画に書かれている部分もある。例えば新型インフルエンザは保健所が中心となった形で感染症マニュアルを作っている。今の委員の意見で言えば、新型コロナウイルスの尼崎市の対応みたいなものがあれば良いという話だと思う。現状の課題なので、ここに何も掲載しないのはどうかという意味合いで、福祉サービスに重点に置いて書かせていただいた。今の意見も当然踏まえながら、市として検討していかないといけないと捉えている。

委員の言われたことは重々理解をしているつもりだが、6年計画なので、例えば、コロナは現状の課題ではあるが、例えばワクチンができて、避難所もまた元通りに戻る可能性もある。その辺の方向性や見立てがない中で、行政計画にそういった方向性を示すことが、果たして良いのかどうかという部分もある。その部分についてはPDCAなどで、もう少し6年を見て、ある程度方向性が決まった段階で位置付けていこうとか、国や県の動きなども見ながら、決して私達も気にしていないわけではないが、そこは十分気にする中で、計画のPDCAの中であえて今回文言として入れて進めていこうと思っている。計画の位置付けとして、どうなるか分からないものを6年間していくのは、なかなか難しい。委員の意見としてそういった視点も触れていこうということで、今日の発言を受けて、何か方向

性が決まれば私達もそれも含めて検討していきたい。

委員：今はスマホでほとんどが読み取れるようになり、それぞれにQRコードをつけて、音声で出せるようなシステムになっている。そういうのは作らないのか。

事務局：現行計画でも、QRコードの音声版を作っている。当然これも製本になったら、作成する予定である。ただ、ワードの読み取り機能を活用される方も多くて、基本的にはPDF媒体でほしいパブリックコメントを出すのが、この計画については、ワードの形で掲載させてもらう。それでも読み取れないという意見がもし出ることがあれば、少しそのあたり配慮するような形を出したいと思う。

会長：他に意見や質問等はないようなので、この部会素案を計画素案として進めていくことについて、皆様にお諮りしたい。いくつか皆様方から意見が出たが、おおむね今回の部会素案で進めていくと考えているが、よろしいか。

一 同：異議なし。

(3) 今後のスケジュールについて

- ・事務局より資料4「尼崎市障害者計画・障害福祉計画の策定に係る今後のスケジュール」について説明。

(質疑応答)

委員：動画配信について、手話通訳や字幕を入れて欲しい。聞こえない人も動画配信を見るので、手話通訳・要約筆記をつけると良いと思う。

事務局：字幕と手話を入れて上手くできるか、動画編集もしないといけないので難しいが、悩みながらやっていく。

3 その他

事務局：新型コロナウイルス感染症の影響の中、当初なかなかこの部会もスタートできず、皆様も心配もあったと思うが、何とか部会も9回開催でき、良いものができたと言ってもらえるものになったことについては、非常に感謝している。この場を借りて、改めてお礼申し上げる。

担当から説明があった市民説明会の開催については、1回の開催を予定している。月曜から金曜までの平日が良いのか、それとも土日の方が良いのか、皆様から意見があれば、この場でお聞きしたい。また、先程から話題となっているYouTube配信については、今、検討しているところ。文字までは何とかできるが、手話までたどりつけるか非常に不安の中で、可能な限りやっていきたい。

委員：第3部会で要援護者の障害者の人達を避難所に連れていくことについて、地域が障害者の人を把握できないということが問題に挙がった。そういう時にやはり社協や自治会に積極的に障害者の人も入って、自分はここにいるんだということを、世話をしてくれる人にアピールをしないとイケないという意見が出た。委員からもそういう話があり、本当にそうだなと思ったので、動画を作るとか障害者の人にアプローチする時に、自治会に入って、いざとなったら助けを求められることができるような関係を日ごろから作っておくことも、アプローチした方が良いと思う。

事務局：小さな規模かもしれないが、自立支援協議会のくらし部会で毎年フォーラムを開催している。その中では、民生児童委員、社協の地域の相談員、障害当事者の方々が入って、顔の見える関係の一環という形で、100人ぐらいのイベント、取組を実施している。今の話も聞かせていただいて、もう少し広めにということであれば、この部会の意見も含めて、そういったことを進めることも検討していく。

会長：それでは、これで本日の尼崎市の社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を終わらせていただく。次回はパブリックコメントを終えてからの開催となるので、2月上旬となる。皆様の出席をよろしく願います。

4 閉会